

整備管理者（選任・変更・廃止）届出作成要領

1. 手続根拠
道路運送車両法第 50 条、第 52 条
 2. 書類作成部数 **3 部**（正本 1 部、複本 2 部）
※ 選任・変更など届出事由発生後、15 日以内に提出ください。
 3. 書類の提出先
香川運輸支局 検査・整備・保安部門（運輸支局内 1 階 1 番窓口）
 4. 必要書類
 - ・整備管理者（選任・変更・廃止）届出
- 【届出のほか、新たに選任（変更）される方はいずれかの書類が必要です。】**
- ・整備管理者選任前研修受講修了証の写し（研修受講により選任する場合）
 - ・整備士資格の写し（整備士資格保有により選任する場合）